

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）24条3項の規定に基づく保護申請却下処分の取消しを求める審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が法24条3項の規定に基づき、請求人に対し平成30年12月26日付けで行った保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、おおむね以下のことから、本件処分は違法、不当であり、取り消されるべきであると主張している。

- 1 請求人の症状を正確に判定するためには、成人の発達障害の専門外来を受診することが不可欠であるところ、請求人の住居の周辺にある予約可能な成人の発達障害の専門外来は、結局のところ本件専門外来以外には存在しない。そして、本件専門外来においては診察に先立つ特別の検査等は必須とされている以上、本件専門外来における特別の検査等の受診は請求人にとって不可欠のものであり、本件専門外来における特別の検査等の受診を認めず、

受診の事実がないことを理由として行われた本件処分は、違法・不当である。

- 2 処分庁は、本件専門外来への受診の事実がないと主張するが、医療に係る移送費の給付に関して、受診の事実は必須のものであるとはいえない。実際、平成30年7月24日、請求人が日本医科大学武蔵小杉病院泌尿器科を受診するため同病院を訪問した際、同病院側から受診を拒否されたにも関わらず、結局医療に係る移送費が給付されている。にもかかわらず、本件申請を認めなかった本件処分は、違法・不当である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和元年10月30日	諮問
令和元年12月16日	審議（第40回第1部会）
令和2年 1月20日	審議（第41回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生

活の維持のために活用することを要件として行われるとされ、法 8 条 1 項によれば、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」とされている。これを踏まえ、保護費は、厚生労働大臣が定めた法による保護の基準（昭和 38 年厚生省告示第 158 号。以下「保護基準」という。）に従って、要保護者各々について具体的に決定される。

そして、法 11 条 1 項は、保護の種類として、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の 8 種を規定している。

- (2) このうち医療扶助について、法 15 条は、「医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」と規定し、同条 6 号に「移送」を挙げている。

ア そして、保護基準別表第 4・医療扶助基準 4 によれば、移送費は、「移送に必要な最小限度の額」とされている。

イ 地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準である「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和 36 年 9 月 30 日社発第 727 号厚生省社会局長通知。以下「本件要領」という。）第 3・9・(2)・柱書によれば、給付の範囲について、「受診する医療機関については、原則として要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関に限るものであること。ただし、傷病等の状態により、要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関での対応が困難な場合は、専門的治療の必要性、治療実績、患者である被保護者との信頼関係、同一の病態にある当該地域の他の患者の受診行動等を総合的に勘案し、適切な医療機

関への受診が認められる。」とされている。

- ウ 本件要領第3・9・(3)・イによれば、給付手続に関しては、「福祉事務所において給付を決定する以前に交通機関を利用した際の交通費（中略）については、原則として給付の対象にならないものであること。」と、本件要領第3・9・(3)・ウによれば、事後申請に対しては、「緊急の場合等であって、事前の申請が困難なやむを得ない事由が認められる場合であ」ることとされている。
- (3) 法27条によれば、保護の実施機関は、被保護者に対して、保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができることとされている。
- (4) 法28条1項によれば、保護の実施機関は、保護の決定又は実施のため必要があると認めるときは、要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師の検診を受けるべき旨を命ずることができることとされている。そして、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）第11・4・(1)・イによれば、障害者加算その他の認定に関し検診が必要と認められるときは要保護者に対して検診を命ずることができること、同・(3)によれば、検診を受けるべき旨を命じようとするときは、検診を受けるべき者に検診命令書を発行して行うこと、検診命令書は検診を受ける者に直接交付し、検診命令について詳細に説明すること、同・(5)によれば、検診料は原則として法による診療方針及び診療報酬の例によるものとする事とされている。
- (5) 法34条1項によれば、医療扶助は、現物給付によって行うことを原則とするとされ、同条2項によれば、同条1項に規定する現物給付のうち、医療の給付は、医療保護施設を利用させ、又は医療保護施設若しくは法49条の規定により指定を受けた

医療機関にこれを委託して行うものとするとしている。

- (6) 法49条によれば、厚生労働大臣は、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局について、都道府県知事は、その他の病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局について、この法律による医療扶助のための医療を担当させる機関（以下「指定医療機関」という。）を指定するとされている。
- (7) 法52条によれば、指定医療機関の診療報酬は、国民健康保険の診療報酬の例によるとされているところ、国民健康保険法45条2項によれば、療養の給付に要する費用の額の算定については、健康保険法76条2項の規定による厚生労働大臣の定め（「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号））の例によるとされている。

また、国民健康保険法36条1項において、市町村及び国民健康保険組合は、被保険者の疾病及び負傷に関して診察等5種類の療養の給付を行うとされているところ、同条2項によれば、健康保険法63条2項5号に規定する選定療養（被保険者の選定に係る特別の病室の提供その他の厚生労働大臣が定める療養をいい、具体的には「厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養」（平成18年厚生労働省告示第495号）2条に定めのあるもの）に係る給付は、同条1項に定める療養の給付に含まれないと定められており、そうすると、選定療養は、法の定める医療扶助の対象とならないものと解される。

2 本件処分について

- (1) 本件においては、請求人の手帳更新に必要な医療機関への受診に関して、処分庁は、請求人に対して本件専門外来への検診命令を発しない旨通知した際に、医療扶助対象外の特別の検査料や予約料の発生しない指定医療機関において、手帳更新に必

要な受診をするよう助言していたことに加え、請求人に対して〇〇病院の通院に係る医療券を発行・交付した際、同院に通院した際には手帳更新に必要な診断書作成について相談するよう口頭による指示を行っていたこと、検診命令における費用については、法52条に規定する国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例により行う旨を、請求人に対して「回答書」として書面により説明していること、請求人が本件専門外来の訪問後ではあるものの、請求人に対して〇〇病院において手帳更新に必要な受診をするよう検診命令を発していること、さらに、〇〇病院は、その沿革、診療実績等において、我が国の精神科診療機関を代表する医療機関として、医療関係者のみならず、社会一般に著名であることがそれぞれ認められる。

これらの事情によれば、請求人の居宅から比較的近接した場所に〇〇病院が開院している以上、〇〇に所在する本件専門外来をもって「要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関」とであると認めることも、「要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関での対応が困難な場合」に当たるといってもできない（上記1・(2)・イ）。

- (2) また、請求人は、本件専門外来訪問後（ただし、受診の事実は認められない。）に本件申請を行っているところ、「福祉事務所において給付を決定する以前に交通機関を利用した際の交通費」は、医療に係る移送の給付対象にならない。そして、仮に、受診があったことを前提にしても、請求人による本件専門外来受診の申出（検診命令の発出の依頼）から訪問までの日数を考慮すれば（約2週間。）、本件申請は、事後申請が許容される「緊急の場合等であって、事前の申請が困難なやむを得ない事由が認められる場合」に該当しないことも明らかである（上記1・(2)・ウ）。

(3) 以上のとおり、本件申請は、本件要領に定める医療に係る移送費の給付要件に該当しないのであるから、本件申請を却下した本件処分に違法ないし不当な点は認められない。

なお、本件処分理由書には、「〇〇での受診の事実はなく」との記載が見られる。しかしながら、本件申請を認めないことを内容とする本件処分の理由としては、上記(1)及び(2)において示したとおり、本件要領第3・9・(2)及び(3)所定の要件に該当しない旨をもって必要かつ十分である。したがって、上記記載は、請求人が本件専門外来を受診したないし同外来を訪問したと主張することに対して、処分庁がその応答として記載したものに過ぎないと解すべきものであり、同外来の受診（ないし訪問）の事実の有無は上記結論を左右するものとはなり得ない。

3 (1) 請求人は、上記第3のことから、本件処分の違法性、不当性を主張している。しかしながら、本件処分が法令等に基づく適正なものと認められることについては、上記2に示したとおりであるから、請求人の主張には理由がない。

(2) これに対し、請求人は、本件処分は処分庁が本件専門外来への受診を認めなかったことに起因したものであって、本件専門外来への受診を認めなかった処分庁の判断が違法・不当であるとして、本件処分の違法・不当性を主張する。しかしながら、本件専門外来においては、初診に先立つ特別の検査及び初診の予約に係る費用は健康保険の対象外であり、かつ、本件専門外来の診察にとって特別の検査等は必須のものであるといえる。あるから、当該各費用が法に基づく医療扶助の対象とはならないことを踏まえ（上記1・(7)）、請求人に対する本件専門外来への検診命令を発しなかった処分庁の判断は、法の規定（上記1・(1)及び(7)）に照らして妥当なものであるといえる。したがって、請求人の主張はその前提において失当であり、採用する

ことはできない。

- (3) また、請求人は、医療に係る移送費の支給は、医療機関への受診を必須とするものではないとし、平成30年7月24日に請求人が、〇〇病院泌尿器科を受診しようとして訪問した際、同科から診療を拒否されたにもかかわらず、処分庁から医療に係る移送費が給付された事例を示し、本件処分は違法・不当であると述べる。しかしながら、移送先の医療機関において受診することは、医療扶助としての医療に係る移送費の支給の前提であると解されるのであって（上記1・(2)・イ）、受診目的で移送先の医療機関を訪問しさえすれば、実際に受診しなくともよいかのような請求人の主張はそれ自体認めることができない。そして、この結論は、請求人による診療を伴わない医療機関への訪問に関して、処分庁が、過去に、医療に係る移送費を支給する措置をとったことにより左右されるものではなく、この点においても請求人の主張は認められない。

なお、医療機関から診療を拒否されたにもかかわらず、処分庁が請求人に対し医療に係る移送費を給付したという上記の事例は、不適切であり請求人に誤解を与えるものであるので、処分庁においては、今後厳に改めるべきである。

- (4) その他、請求人は、本件審査請求に当たり、本件処分が違法・不当であることのほか、本件専門外来への受診が認められるべきであったことをるる主張しているが、いずれも請求人の独自の見解に基づくものであって失当というほかはなく、本件処分を不服とする理由として採用することができないものである。
- (5) 以上のとおりであるから、請求人の主張は全て認められない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹